

インフルエンザと診断された場合は、医師の指示に従って療養してください。
登校再開に当たっては、本書を記入し、保護者の方が確認の上、登校初日に担任へ提出してください。
出席停止の期間については、下記の【参考】をご参照ください。

インフルエンザにおける療養報告書

船橋市立船橋高等学校長 様

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名
保護者氏名 印

下記のとおりインフルエンザに罹患し療養しておりましたが、登校可能な状態になりましたので報告いたします。

記

1 診断名 インフルエンザ ※以下、該当する型に○ または記入

A型 ・ B型 ・ A (H1N1) 2009 ・ (H7N9) ・ 新型 ・ 型不明
感染の疑い (症状からのみなし診断) ・ その他 ()

2 受診日及び受診医療機関名

受診日 令和 年 月 日 ()

医療機関名 _____

3 発症日 (発熱した日) 令和 年 月 日 ()

4 解熱日 (平熱に戻った日) 令和 年 月 日 ()

5 出席停止期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

6 添付書類

受診日及びインフルエンザに罹患したことの確認がとれる医療機関の領収書、調剤明細書、処方された薬の説明書、薬袋等を一緒に提出してください。

なお、提出いただいた書類の返却はしませんので、コピーでも構いません。

【参考】インフルエンザ出席停止の期間の基準 (学校保健安全法より)

…「発症後 (発症日を0日として) 5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」

※ただし、医師の指示が別にある場合はそちらに従ってください。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内	登校可能	
発症	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

